

議案第 6 1 号

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市法定外公共物管理条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「(1) 道路の占用に関する占用料

占用物件		単位	占用料
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第 1 種 電 柱	1 本 に つ き 1 年	3 5 0 円
	第 2 種 電 柱		5 4 0 円
	第 3 種 電 柱		7 3 0 円
	第 1 種 電 話 柱		3 2 0 円
	第 2 種 電 話 柱		5 0 0 円
	第 3 種 電 話 柱		6 9 0 円
	その他の柱類		3 2 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	3 円
	地下に設ける電線その他の線 類		2 円
	路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	3 1 0 円

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 9 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	6 3 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2 7 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 6 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	6 3 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 7 0 ミリメートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 3 円
	外径が 7 0 ミリメートル以上 1 0 0 ミリメートル未満のもの		1 9 円
	外径が 1 0 0 ミリメートル以上 1 5 0 ミリメートル未満のもの		2 8 円
	外径が 1 5 0 ミリメートル以上 2 0 0 ミリメートル未満のもの		3 8 円
	外径が 2 0 0 ミリメートル以上 3 0 0 ミリメートル未満のもの		5 7 円
	外径が 3 0 0 ミリメートル以上 4 0 0 ミリメートル未満のもの		7 6 円
	外径が 4 0 0 ミリメートル以上のもの		

	もの				
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの			130円	
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの			190円	
	外径が1,000ミリメートル以上のもの			380円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき		630円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
		上空に設ける通路			480円
		地下に設ける通路			290円
		その他のもの			630円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
道路法施行令(昭)	看板(ア)一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき		96円	

和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号。以下 この表に おいて 「令」と いう。） 第 7 条 第 1 号に掲 げる物件	るものを 除く。）		1 月	
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	9 6 0 円
	標識		1 本につき 1 年	5 0 0 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1 本につき 1 日	1 0 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	9 6 円
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げ る工事中 の施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 日	1 0 円
		その他のもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 月	9 6 円
	アーチ	車道を横断するも の	1 基につき 1 月	9 6 0 円
		その他のもの		4 8 0 円
	令第 7 条 第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	6 3 0 円
	令第 7 条 第 3 号に掲げる施設			A に 0 . 0 3 4 を乗じて得た額
	令第 7 条 第 4 号に掲げる工事中施設及び 同条 第 5 号に掲げる工事中材料		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	9 6 円
	令第 7 条 第 6 号に掲げる仮設建築物及び 同条 第 7 号に掲げる施設			6 3 円

を

「(1) 道路の占用に関する占用料

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	480円
	第2種電柱	1年	730円
	第3種電柱		990円
	第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	420円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートル	850円

				ルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260円
	外径が1メートル以上のもの				510円
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による		地下に設けるもの
			その他のもの	9円	

	施設	検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	680円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1 平方メートルにつき1 年	430円
			地下に設けるもの		260円
		その他のもの			850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1 平方メートルにつき1 年	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004 を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430円	
	地下に設ける通路			260円	
その他のもの			850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1 平方メートルにつき1 日	9円	
	その他のもの		占有面積1 平方メートル	87円	

			ルにつき1 月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メートルにつき1 月	87円
		その他のもの	表示面積1 平方メートルにつき1 年	870円
	標識		1本につき 1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき 1日	9円
		その他のもの	1本につき 1月	87円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1 平方メートルにつき1 日	9円
		その他のもの	その面積1 平方メートルにつき1 月	87円

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1	850円
令第7条第3号に掲げる施設			平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			月	85円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	

掲げる施設	その他のもの	Aに0.014 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.014 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.019 を乗じて得た額 Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.019 を乗じて得た額 Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて得た額

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可をしたものから適用し、同日前に占用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

議案第61号参考資料

山陽小野田市法定外公共物管理条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(1) 道路の占用に関する占用料				(1) 道路の占用に関する占用料			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	第1種電柱	1本につき1年		350円
	第2種電柱		730円	第2種電柱			540円
	第3種電柱		990円	第3種電柱			730円
	第1種電話柱		430円	第1種電話柱			320円
	第2種電話柱		680円	第2種電話柱			500円
	第3種電話柱		940円	第3種電話柱			690円
	その他の柱類		43円	その他の柱類			32円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		3円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類			2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年		310円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		190円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		630円

	郵便差出箱及び信書便 差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	850円
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ1メート ルにつき1年	18円
	外径が0.07メート ル以上0.1メートル 未満のもの		26円
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの		38円
	外径が0.15メート ル以上0.2メートル 未満のもの		51円
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの		77円
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの		100円
	外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの		180円

	郵便差出箱及び信書便 差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	630円
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が70ミリメート ル未満のもの	長さ1メート ルにつき1年	13円
	外径が70ミリメート ル以上100ミリメー トル未満のもの		19円
	外径が100ミリメー トル以上150ミリメ ートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメー トル以上200ミリメ ートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメー トル以上300ミリメ ートル未満のもの		57円
	外径が300ミリメー トル以上400ミリメ ートル未満のもの		76円
	外径が400ミリメー トル以上700ミリメ ートル未満のもの		130円

法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルに	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	430円	
	地下に設ける通路	260円		
	その他のもの	850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
道路法施行令（昭和27年政令第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるも	表示面積1平方メートルにつき1月	87円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルに	630円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	480円	
	地下に設ける通路	290円		
	その他のもの	630円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96円	
道路法施行令（昭和27年政令第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるも	表示面積1平方メートルにつき1月	96円

479	の		
号。以下	その	表示面積1平	870円
この表に	他の	方メートルに	
おいて	もの	つき1年	
「令」と	標識	1本につき1	680円
いう。)		年	
第7条第	旗ざお	祭	1本につき1
1号に掲		礼、日	9円
げる物件		縁日	
		その	
		他の	
		催し	
		に際	
		し、	
		一時	
		的に	
		設け	
		るも	
		の	
		その	1本につき1
		他の	87円
		もの	
		その	
		面積1平	9円
幕（令第7条第4	祭	方メートルに	
号に掲げる工事用	礼、	つき1日	
施設であるものを	縁日		
除く。)	その		
	他の		
	催し		

479	の		
号。以下	その	表示面積1平	960円
この表に	他の	方メートルに	
おいて	もの	つき1年	
「令」と	標識	1本につき1	500円
いう。)		年	
第7条第	旗ざお	祭	1本につき1
1号に掲		礼、日	10円
げる物件		縁日	
		その	
		他の	
		催し	
		に際	
		し、	
		一時	
		的に	
		設け	
		るも	
		の	
		その	1本につき1
		他の	96円
		もの	
		その	
		面積1平	10円
幕（令第7条第4	祭	方メートルに	
号に掲げる工事用	礼、	つき1日	
施設であるものを	縁日		
除く。)	その		
	他の		
	催し		

	に際し、一時的に設けるものの		
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
	その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		850円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85円

	に際し、一時的に設けるものの		
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
	その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		630円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63円

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架	占用面積1平	Aに0.014
	の道路の路面下（当該	方メートルに	を乗じて得た額
	路面下の地下を除	つき1年	
	く。）に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.017 を乗じて得た額
	地下（トンネルの	階数	Aに0.004
	上の地下を除	が1	を乗じて得た額
く。）に設けるもの	のもの		
の	の		
	階数	Aに0.006	
	が2	を乗じて得た額	
	のもの		
	の		
	階数	Aに0.007	
	が3	を乗じて得た額	
	以上		
	のもの		
	の		
	その他のもの	Aに0.025 を乗じて得た額	
令第7条	建築物		Aに0.019
第9号に			を乗じて得た額
掲げる施	その他のもの		Aに0.014
設			を乗じて得た額

令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.014 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	Aに0.019 を乗じて得た額
応急仮設 建築物	上空に設けるもの その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.019 を乗じて得た額 Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて得た額